

# 道内向けオンラインイベント「そらち・デ・ビューフェア 2023」委託業務 公募型プロポーザル企画提案指示書

## 1 委託する業務名

道内向けオンラインイベント「そらち・デ・ビューフェア 2023」委託業務

## 2 目的

本業務は、アフターコロナを見据え、空知に来て「遊ぶ」をテーマに、空知で楽しむことのできるアクティビティを、空知の「食」とともに紹介し、市町と連携して空知の魅力を PR することにより、空知への誘客促進を目的とする。

## 3 委託業務内容及び実施方法等

### (1) オンラインイベントの開催

- ア 空知に来て体験し楽しむことのできるキャンプ場、スポーツ、温泉などのアクティビティを、空知の「食」とともに PR し、誘客促進を図るオンラインイベントを企画し、その内容を提案すること。
- イ 配信を見た参加者が空知を訪れたい内容とすること。
- ウ 空知管内のアドベンチャートラベルの体験メニューを盛り込むこと。
- エ 空知管内の特産品や旬の食材、飲食店などを紹介すること。
- オ YouTube 等、参加者が無料で利用できる動画配信サイトを使用した 1 時間 30 分程度のイベントとし、参加者数については前年参加者数を上回るよう努めること。
- カ 配信会場は空知管内の観光スポットや飲食店とすること。
- キ イベント参加者のメインターゲットは、アクティビティや「食」に関心のある人とする。
- ク イベント開催時期は令和 5 年（2023 年）9 月 23 日（土）を第一候補日とし、配信時間は別途協議の上、最終決定すること。
- ケ そらち応援大使である鈴井貴之氏を出演者に起用することとし、出演料については、北海道空知地域創生協議会（以下「協議会」という。）から直接支払うものとする。
- コ その他の出演者には、幅広い年代に対して空知の魅力を伝えることができる人を起用し、空知の魅力を語ってもらうこと。
- サ 参加者からの質問コーナーや特産品をプレゼントする企画等を盛り込むなど、視聴者参加型のイベントを目指すこと。
- シ 実際に空知を訪れたり、特産品を購入するといった、参加者の消費行動を促進する仕組みを盛り込むこと。
- ス 空知管内のイベント情報を盛り込むこと。
- セ 映像配信には、外の景色、空知の各地域の風景等の映像を織り交ぜるなど、食以外の魅力も発信すること。
- ソ 24 市町の情報をバランスよく取り上げること。
- タ オンラインイベント実施に必要な機材の確保を行うこと。
- チ 上記の内容を盛り込んだ台本を作成し、円滑な進行を図ること。
- ツ 参加者アンケートを実施し、その結果を報告書に記載すること。
- テ 配信動画はイベント終了後にもアーカイブとして配信し、実績報告書には、配信動画を記録した媒体を添付すること。

### (2) 情報発信

- ア イベントの開催について、ウェブサイトや SNS 等を活用し、オンライン上で告知を行うとともに、必要に応じて、オフラインでの告知についても提案を行うこと。
- イ 北海道空知地域創生協議会が運営する SNS のフォロワーが増えるような仕組みを構築すること。

(3) 実績報告書の作成

オンラインイベントや情報発信の実施結果等を報告書として取りまとめ、DVD又はCD-R等の媒体1体及び紙媒体2部により提出すること。

(4) 留意事項

ア 本委託業務の実施にあたっては、協議会の構成団体（空知管内24市町及び協議会）と連携すること。

イ 委託契約締結後速やかに協議会と企画会議を開催するとともに必要に応じて打合せを実施し、協議会及び出演者等との情報共有を行うこと。

ウ 業務実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に行うこと。

4 委託期間

委託契約締結日から令和5年（2023年）12月28日（木）まで

5 予算上限額

2,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限額とする。

6 業務に伴い発生した権利等の取扱い

(1) 受託者は、本委託業務に伴い発生する著作権等の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を、協議会に譲渡すること。

(2) 受託者は、協議会及び協議会が指定する第三者に対し、本委託業務に伴い発生する著作者人格権を行使しないこと。

7 企画提案の審査基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 実施体制及び業務処理計画

ア 適切な労務管理や財務管理の体制が整備されており、業務実施体制が整っているか。

イ 関係団体との打合せ期間の十分な確保など、事業全体のスケジュールに適切な余裕があるか。

(2) 業務遂行能力

ア 地域資源活用をはじめとする当該業務に必要な知見を有しているか。

イ 過去の実績等から、当該業務を確実に遂行することが期待できるか。

(3) 企画提案内容

ア 次年度以降の情報発信事業に繋がる長期的視点に資する観点から提案しているか。

イ 参加者や視聴者が、今後、消費行動の際に空知エリアを選択してもらえるよう、参加者の視点に立った観点から提案しているか。

ウ 事業趣旨を理解し、空知への誘客を促進する効果的な提案となっているか。

エ 参加者と一体感のあるイベントの提案等が、空知への興味・関心を深める効果的な提案となっているか。

オ 空知を訪れたり、空知の特産品を購入するといった、視聴者の消費行動を促進する仕組みとなっているか。

カ 必須項目で実施する事業の効果をさらに高めるための独自の提案があり、その内容が効果的かつ実現する可能性はあるか。

キ イベント開催による空知のPR効果が計れるものになっているか。

ク 今後の事業の参考になるような成果を計れるものになっているか。

8 企画提案者の参加資格要件

単体の事業者（法人・団体及び個人）又はコンソーシアムであって、次の要件をすべて満たしていること。

(1) 単体の事業者（法人・団体及び個人）で参加する場合は、道内に本店又は主たる

事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本社又は主たる事業所を有するものがその構成員に含まれること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- (8) コンソーシアムの構成員が単体の事業者（法人・団体及び個人）としても重複参加するものでないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

## 9 参加表明書の提出

所定の参加表明書を令和 5 年（2023 年）5 月 12 日（金）までに次の書類を添付し提出すること。

- (1) 別紙「法人・団体及び個人又はコンソーシアム構成員の概要」
- (2) 参加を表明する者が法人の場合は、商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書、個人の場合は、市町村の発行する身分証明書又は住民票
- (3) 参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記（2）の書類及びコンソーシアム協定書の写し
- (4) 道税事務所又は総合振興局・振興局が発行する道税について滞納のないことを証明する納税証明書（発行後 3 か月以内のもの、写し可）
- (5) 道に納税義務のない者は、本店が所在する都府県が発行する法人事業税に関する納税証明書（発行後 3 か月以内のもの、写し可）
- (6) 税務署が発行する消費税及び地方消費税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後 3 か月以内のもの、写し可）
- (7) 暴力団関係事業者等でないこと及び今後、これらの者にならない旨の誓約書
- (8) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面（届出義務がない場合については、社会保険等適用除外申出書（別記第 1 号様式））。
  - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

## 10 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、協議会からの企画提案書提出の要請を受けた者は、道内向けオンラインイベント「そらち・デ・ビューフェア 2023」委託業務の企画提案書を提出すること。

## 11 企画提案書の作成方法

- (1) 文章を補完するためにイラストや図表などを使用しても良いが、社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切使用しないこと。
- (2) 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現

を用いること。

- (3) 企画提案の内容については、他からの転載を禁止する。
- (4) 企画提案書は8部提出すること。  
なお、提出部数8部のうち、社名等は1部にのみ記入し、残り7部には記入しないこと。
- (5) 匿名で作成する7部の企画提案書について、表紙を含む全頁において、提案企業名、個人名の記載がないことを提出前に確認すること。
- (6) 提案内容は、すべて企画提案書に記載すること。また既存パンフレット等の添付については受理しない。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (7) 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除は認めない。

## 12 企画内容説明、審査会でのヒアリングの実施

- (1) 企画提案された内容について、審査会においてヒアリングを実施する。
- (2) 日時、場所、留意事項等は別途通知する。
- (3) 企画内容説明は、企画提案書に記載された内容についてのみとし、当該提案書に記載されていない事項の説明や追加資料の配付は認めない。
- (4) 企画提案書を提出した事業者が5者を超える場合には、企画提案書による第一次審査を実施し、上位5者をヒアリングの参加事業者とする。

## 13 委託契約に関する基本的事項

- (1) 提案内容の調整  
採択された企画提案の内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (2) 見積書の提出  
原則として、審査会で選定された特定者に対し、所定の手続を経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼する。
- (3) 契約保証金  
受託者は、委託者である協議会が免除する場合を除き、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めるものとする。
- (4) 前金払  
受託者は、委託料の10分の3に相当する額の範囲内で前金払の請求をすることができる。
- (5) 再委託の禁止  
業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (6) 著作権及び知的財産等の取扱い  
本業務により生じた著作権その他の権利は協議会に帰属するものとする。  
また、成果品及びその構成素材に含まれる第三者の権利（著作権、二次的著作物の創作及び利用権。）に関する交渉及び処理は受託者が行うこととし、その費用は委託料に含むこと。
- (8) 個人情報の保護  
本業務の処理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「個人情報保護法」という。）、北海道個人情報保護条例（平成6年条例第2号）を遵守すること。

## 14 その他

- (1) 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがある。
  - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
  - イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。

- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) 企画提案に掛かる経費は、企画提案を行う者の負担とする。
  - (3) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
  - (4) 電子メールによる提出は認めない。
  - (5) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
  - (6) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
  - (7) 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
  - (8) 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲内において、複製することがある。
  - (9) 審査会に参加しなかった場合には、棄権したものとみなす。
  - (10) 企画提案書の内容に虚偽の記載があることが判明した場合、その他業務を遂行できない重大な事由が発生した場合は、審査会で審議の上、失格とすることがある。
  - (11) 審査の結果は、特定者名を記載の上、書面により通知するものとする。
  - (12) 特定者名及び全ての提案者の評価得点については、公表するものとする。
  - (13) 公正性、透明性、客観性を期すため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。
  - (14) 提出された参加表明書又は企画提案書は、プロポーザルによる委託事業者の選定のためのみに使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、北海道情報公開条例による公文書開示請求がなされた場合は、不開示請求（個人情報、法人の不当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- 15 問合せ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先  
〒068-8558 北海道岩見沢市8条西5丁目  
北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課内  
北海道空知地域創生協議会事務局（担当：小倉）  
電話番号 0126-20-0036（直通）  
FAX番号 0126-25-8144